

明治大学学則

昭和24年2月21日設置認可

昭和24年3月25日二部設置認可

昭和24年規則第6号

第1章 目的

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用とを教授研究して、有為な人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

2 本大学は、前項の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する。

第2章 大学の組織

第2条 本大学には、学部と大学院を置く。

2 本大学に、次の学部、学科を置く。

法 学 部 法律学科

商 学 部 商学科

政治経済学部 政治学科、経済学科、地域行政学科

文 学 部 文学科、史学地理学科、心理社会学科

理 工 学 部 電気電子生命学科、機械工学科、機械情報工学科、建築学科、応用化学科、情報科学科、数学科、物理学科

農 学 部 農学科、食料環境政策学科、農芸化学科、生命科学科

経 営 学 部 経営学科、会計学科、公共経営学科

情報コミュニケーション学部 情報コミュニケーション学科

国際日本学部 国際日本学科

総合数理学部 現象数理学科、先端メディアサイエンス学科、ネットワークデザイン学科

3 各学部における学科ごとの人材養成その他の教育研究上の目的については、別表9のとおりとする。

4 各学部は、前項に規定する目的を踏まえて、次の方針を定める。

(1) 卒業の認定に関する方針

(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針

(3) 入学者の受入れに関する方針

5 前項各号の方針については、別に定める。

第2章の2 修業年限及び在学年限

第2条の2 学部の修業年限は4年とし、同一学部には、8年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、本大学に3年以上在学し、各学部の定める卒業に必要な単位を優れた成績で修得した者で、当該学部教授会が適切と認めた場合には、卒業することができる。

3 2年次に編入学した者の当該学部の修業年限は3年とし、7年を超えて在学することができない。

4 3年次に編入学した者の当該学部の修業年限は2年とし、6年を超えて在学することができない。

第2条の3 削除

第3章 教職員組織

第3条 本大学に学長を置く。

2 学長は、本大学を代表し、本大学の教育理念に基づき、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 学長の任期及び選任については、別に定める。

第3条の2 本大学に副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長の職務を補佐する。

3 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

第3条の3 本大学の各学部に学部長を置く。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

第3条の4 本大学の教員の種類は、別に定める。

2 本大学に事務職員を置く。

第4章 学部教授会、連合教授会

第4条 本大学の各学部に学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

第5条 教授会は、教授会員をもって組織する。

2 専任教授は、本務として所属する1学部の教授会員となる。

3 専任准教授及び専任講師は、教授会の決議に基づき、大学がこれを委嘱した場合に教授会員となる。

4 教授会員が、法人の理事となったときは、その在任中、教授会の決議に加わることができない。

第6条 教授会は、必要に応じて学部長がこれを招集し議長となる。

第7条 教授会は、次の事項を議決する。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の議決が必要なものとして学長が定めるもの

2 前項第3号に基づく事項は、次のとおりとする。

(1) 教育及び研究に関する事項

(2) 教育課程の編成、変更及び実施に関する事項

(3) 学生の編入学、留学、休学、復学、退学、再入学及び試験に関する事項

(4) 学生の厚生、補導及び賞罰に関する事項

(5) 教員の推薦、進退及び兼職に関する事項

(6) 学部長候補者の推薦に関する事項

(7) 特別研究者及び在外研究員の推薦に関する事項

(8) 理事長から校規に基づいて諮問された事項

(9) 教授会の運営に関する事項

3 教授会は、前2項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項並びに学長から諮問された事項について、議決することができる。

第8条 教授会に関する事項は、本章によるほか、明治大学学部教授会規程の定めるところによる。

第9条 本大学に連合教授会を置く。

第10条 連合教授会に関する事項は、明治大学連合教授会規則の定めるところによる。

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第5章 学年、学期、休日及び休業日

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 学年は、春学期と秋学期の2学期に分け、期間については、当該年度の学年暦において定める。

第16条 次に掲げる日を、休日及び休業日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本大学創立記念日（1月17日）

(4) 本大学創立記念祝日（11月1日）

(5) 春季休業、夏季休業及び冬季休業(当該年度の学年暦において定める。)

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休日又は休業日に

授業を行うことがある。

- 3 必要がある場合は、第1項に定めた休業日のほか、臨時に休業日を定めることができる。

第6章 教育課程及び単位数

第17条 各学部は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

第18条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第19条の2 削除

第19条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、当該学部教授会の議を経て、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、60単位を超えないものとする。

- 4 第2項に関し必要な事項は、別に定める。

第20条 他の学部属する授業科目を選択履修しようとする者は、60単

位以内に限り、修得することができる。

- 2 前項の場合において、履修できる授業科目等については、学部ごとに定める。

第20条の2 本大学は、教育上有益と認めるときは、当該学部教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、当該学部教授会の議を経て、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修得した単位を、30単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第20条の3 本大学は、教育上有益と認めるときは、当該学部教授会の議を経て、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条及び第28条の2第5項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第20条の4 本大学は、教育上有益と認めるときは、当該学部教授会の議を経て、学生が本大学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、当該学部教授会の議を経て、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第20条の2第1項及び第2項、前条第1項並びに第28条の2第5項により本大学において修得したものとみなす単位数と第20条第1項により修得した単位数とを合わせて60単位を超えないものとする。

第21条 学生は、履修しようとする授業科目を毎年所定の期間内に届け出なければならない。

第22条 各学部における授業科目の種類及びその単位数は、別表1及び別表1の2のとおりとする。

第7章 入学、編入学、留学、休学、復学、退学及び再入学

第23条 入学の時期は、学期の始めとする。

第24条 本大学の学部に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、本大学の選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 通常の課程以外の課程によって前号に相当する学校教育を修了した者
- (5) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (10) 高等学校に2年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、各学部の定める分野において特に優れた資質を有すると認められたもの
- (11) その他本大学において相当の年齢に達し高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者

第25条 入学を志願する者は、本大学所定の手続によって、願い出るものとする。

第26条 入学を許可された者は、本大学所定の入学手続書類をもって指定の手続期間内に入学手続を完了しなければならない。

第27条 本大学の学生で、他の学部へ移ろうとする者又は同一学部で所属の部、科あるいは専攻を変更しようとする者については、欠員のある場合に選考の上、これを許可することがある。

2 本大学を卒業した者が編入学を願い出た場合、前項の規定を準用する。ただし、卒業した学科又は専攻への編入学は認めない。

第28条 他の大学等に在学した者で、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者が本大学に編入学を願い出た場合は、欠員のある場合に限り、

選考の上、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業又は1年以上在学した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たす課程を修了した者
- (5) その他前各号と同等以上の学力があると認められた者

第28条の2 外国の大学において授業科目を履修しようとする者は、所定の留学願を提出し、許可を得て留学することができる。

- 2 前項による留学期間は、1年以内とする。ただし、特に必要と認める場合は、引き続き1年に限り、留学期間の延長を許可することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、外国の大学との複数学位協定による留学期間については、当該協定の定めによるものとする。
- 4 留学期間は、在学年数に算入する。
- 5 留学によって修得した単位は、当該学部教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本大学において修得した単位として認定することができる。
- 6 その他留学に関する事項は、別に定める。

第29条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署の上願い出て許可を得なければならない。

- 2 病気を事由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 休学は、当該学期の期間とする。ただし、当該休学期間が満了してもなお休学を要する場合には、所定の手続を経て許可を得た上、引き続き次の学期について休学することができる。
- 4 前項の規定により休学期間を延長するときは、当初の休学期間を含めて2年を限度とする。ただし、特別の事情がある場合には、所定の手続を経て、更に2年を上限として休学を許可することがある。
- 5 在学中に休学することができる期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、2年次に編入学した者については通算して3年、3年次に編入学した者については通算して2年を限度とする。
- 6 休学者は、学期の始めでなければ、復学することができない。
- 7 休学期間は、第2条の2に定める在学年数に算入しない。

第30条 病気その他の事由によって、退学しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署で願い出なければならない。

第31条 削除

第32条 退学者が再入学を願い出たときは、当該学部の教授会の議を経て、

選考試験の上、学期の始めに限り、許可することがある。

第33条 入学、編入学、留学、休学、復学、退学及び再入学の許可は、当該学部の教授会の議を経て、学長がこれを行う。

第8章 収容定員

第34条 本大学各学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部学科名	入学定員	収容定員
法学部	920	3,680
法律学科	920	3,680
商学部	1,150	4,600
商学科	1,150	4,600
政治経済学部	1,150	4,600
政治学科	290	1,160
経済学科	695	2,780
地域行政学科	165	660
文学部	910	3,640
文学科	465	1,860
史学地理学科	290	1,160
心理社会学科	155	620
理工学部	1,065	4,260
電気電子生命学科	236	944
機械工学科	138	552
機械情報工学科	138	552
建築学科	173	692
応用化学科	127	508
情報科学科	127	508
数学科	63	252
物理学科	63	252
農学部	600	2,400
農学科	150	600
食料環境政策学科	150	600
農芸化学科	150	600
生命科学科	150	600
経営学部	745	2,980
経営学科	485	1,940
会計学科	160	640
公共経営学科	100	400
情報コミュニケーション学部	520	2,080
情報コミュニケーション学科	520	2,080
国際日本学部	400	1,600

国 際 日 本 学 科	400	1,600
総 合 数 理 学 部	300	1,200
現 象 数 理 学 科	90	360
先 端 メ テ ` イ ア サ イ エ ン ス 学 科	120	480
ネ ッ ト ワ ー ク テ ` サ ` イ ン 学 科	90	360
計	7,760	31,040

第9章 委託学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、外国人留学生及び交換留学生

第35条 委託学生、科目等履修生又は聴講生として入学を志願する者があるときは、正規の学生の学修に妨げがない限り、選考の上、許可することがある。

第36条 委託学生とは、官公庁、外国政府その他の委託に基づき、第23条及び第24条の規定によらないで、本大学において学修を許可された者をいう。

第37条 委託学生は、履修した科目について試験を受けなければならない。
2 前項の試験に合格した者には、証明書を交付する。

第38条 科目等履修生とは、単位修得を目的として、学部等の授業科目についての履修を、1科目又は複数科目許可された者をいう。

2 科目等履修生がその履修した科目について試験を受け、合格したときは、単位を与える。

第38条の2 聴講生とは、学部の授業科目についての聴講を、1科目又は数科目許可された者をいう。

第38条の3 本章の規定に定めるほか、科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第39条 委託学生は、正規の学生と同様別表5に定める学費を納めなければならない。

第40条 科目等履修生は、別表6に定める入学金及び履修料を納めなければならない。

第40条の2 聴講生は、別表7に定める入学金及び聴講料を納めなければならない。

第41条 委託学生、科目等履修生及び聴講生については、本章の規定のほか、正規の学生についての規定を準用する。ただし、第45条の規定は、準用しない。

第41条の2 特別聴講学生とは、他の大学と本大学との間で締結した協定に基づき、当該大学に在学する学生のうち、本大学における授業科目の履

修を許可された者をいう。

2 特別聴講学生の受入れ、学費等に関し必要な事項は、別に定める。

第42条 外国人で本大学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 この学則に規定するもののほか、外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第42条の2 本大学と外国の大学との学生交流協定に基づき、本大学に入学を志願する者があるときは、選考の上、交換留学生として入学を許可することがある。

2 交換留学生の入学、在学年限、学費等に関する事項は、別に定める。

第10章 試験、卒業及び学位

第43条 履修した授業科目については、定期の試験を行い、学業成績を考查する。

2 学費の納付を怠っている者は、試験を受けることができない。

3 やむを得ない事由のため、定期の試験を受けることができなかった者については、特別試験を行うことがある。

4 試験の方法は、各学部の教授会で定め、筆記試験は、別に定める試験規程によって実施する。

第44条 学業成績は、次のとおりとし、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。

学業成績 (点数)	S (100~90)	A (89~80)	B (79~70)	C (69~60)	F (59~0)
--------------	---------------	--------------	--------------	--------------	-------------

2 合格した授業科目については、所定の単位を修得したものと認める。

3 不合格の授業科目については、特別試験を行うことができる。

第45条 第2条の2各項のいずれかに規定する在学期間を満たし、所定の授業科目を履修し、かつ、所定数の単位を修得し、卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位を授与された者には、学位記を授与する。

3 学位に関し必要な事項は、明治大学学位規程（昭和33年規程第8号）の定めるところによる。

第46条 削除

第11章 教職関係科目

第47条 本大学に教育職員免許状を得るために必要な科目を置く。

第48条 中学校又は高等学校の教員免許状を得ようとする者は、別表8に定める履修料を納め、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目の単

位を修得しなければならない。

第49条 本大学において開設する授業科目、単位数及び各学部の学生として受けることのできる免許状の種類は、別表2のとおりとする。

第12章 学芸員関係科目及び社会教育主事関係科目

第50条 本大学に学芸員資格取得のために必要な科目を置く。

第51条 学芸員の資格を得ようとする者は、別表8に定める履修料を納め、学芸員資格取得のために必要な科目の単位を修得しなければならない。

第52条 学芸員資格取得のために必要な科目及びその単位数は、別表3のとおりとする。

第52条の2 本大学に社会教育主事資格取得のために必要な科目を置く。

第52条の3 社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表8に定める履修料を納め、社会教育主事資格取得のために必要な科目の単位を修得しなければならない。

第52条の4 社会教育主事資格取得のために必要な科目及びその単位数は、別表4のとおりとする。

第12章の2 司書関係科目及び司書教諭関係科目

第52条の5 本大学に司書資格取得のために必要な科目を置く。

第52条の6 司書の資格を得ようとする者は、別表8に定める履修料を納め、司書資格取得のために必要な科目の単位を修得しなければならない。

第52条の7 司書資格取得のために必要な科目及びその単位数は、別表4の2のとおりとする。

第52条の8 本大学に司書教諭資格取得のために必要な科目を置く。

第52条の9 司書教諭の資格を得ようとする者は、別表8に定める履修料を納め、司書教諭資格取得のために必要な科目の単位を修得しなければならない。

第52条の10 司書教諭資格取得のために必要な科目及びその単位数は、別表4の3のとおりとする。

第13章 検定料、入学金、授業料その他

第53条 入学試験を受けようとする者は、別表5に定める当該検定料を納めなければならない。

第54条 入学を許可された者は、別表5に定める入学金を納めるものとする。

第55条 転科、編入学又は再入学の試験を受けようとする者は、別表5に定める当該検定料を納めなければならない。

第56条 各学部の学生は、別表5に定める授業料その他所定の学費を納め

なければならない。

第57条 削除

第58条 削除

第59条 授業料その他所定の学費は、学期の始めに納めなければならない。

第60条 検定料、入学金、授業料その他所定の学費の納入について必要な事項は、別に定める。

第61条 いったん納めた検定料及び学費は、返還しない。

第62条 学費の納付を怠った者は、除籍する。

第14章 大学院

第63条 大学院学則は、別に定める。

第15章 附属研究機関及び附属施設

第64条 本大学に次の附属研究機関及び附属施設を置く。

- (1) 研究・知財戦略機構
- (2) 国際連携機構
- (3) 図書館
- (4) 博物館
- (5) 心理臨床センター
- (6) 工作工場
- (7) 農場
- (8) 体育館
- (9) 寄宿舍

2 研究・知財戦略機構、国際連携機構、図書館、博物館、心理臨床センター、工作工場、農場、体育館及び寄宿舍については、別に規程で定める。

第16章 賞罰

第65条 人物、学業ともに優秀な者には、授賞することがある。

第66条 学生が、本大学の校規に違背し、若しくは本学園の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その情状によって懲戒を行う。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学の3種とする。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (3) 正当の理由なくして、学業を怠る者

第68条 賞罰は、当該学部の教授会の議を経て学長が行う。

第17章 厚生保健施設及び奨学制度

第 69 条 厚生保健施設及び奨学制度については、別に規程で定める。

附 則

1 本学則は、昭和 24 年 4 月 1 日からこれを施行する。

2 昭和 24 年 9 月改正学則は、昭和 25 年 4 月 1 日から施行する。

(注 工学部二部の設置)

3 昭和 27 年 10 月改正学則は、昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。

(注 経営学部商業経営学科、農学部農産製造学科の設置)

4 昭和 32 年 2 月改正学則は、昭和 32 年 4 月 1 日から施行する。ただし、

第 12 章の規定は、昭和 31 年 4 月 1 日から適用する。

(注 各学部学生定員の変更、学芸員養成課程の設置、経営学部商業経営学科を経営学科に名称変更、各学部学科目の改正、その他字句整理)

5 昭和 33 年 9 月改正学則は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。

(通達第 17 号)(注 工学部一部学生定員の変更)

6 昭和 34 年 9 月改正学則は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

(注 工学部工業化学科の設置)

7 昭和 36 年 10 月改正学則は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

(注 工学部工業化学科学生定員の変更)

8 昭和 37 年 9 月改正学則は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

(注 工学部一部学生定員の変更)

9 昭和 38 年 2 月改正学則は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

(注 一・二部の入学金、授業料、入学試験料と工学部一部の学園費改正、二部の維持費一律徴収実施)

10 昭和 40 年 9 月改正学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

(注 農学部農産製造学科学生定員の変更)

11 昭和 42 年 1 月改正学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

(注 一部の入学金、授業料、聴講生納入金ほかの改定、文・農学部学科目の変更)

12 昭和 42 年 12 月改正学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

(注 工学部学科目の変更、農学部農産製造学科を農芸化学科に名称変更)

13 昭和 43 年 3 月改正学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

(通達第 62 号)(注 再入学の取扱方の改正)

14 昭和 43 年 9 月改正学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

(通達第 68 号)(注 工学部電気工学科に電気工学専攻、電子通信工学専攻、機械工学科に機械工学専攻、応用機械工学専攻をそれぞれ設置、工学部一部学生定員の変更)

15 昭和 44 年 2 月改正学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

(通達第 69 号)(注 学部教授会規程、学部連合教授会規程中の主要規定の加入とこれに

伴う条数の異動、法学部二部学科課程変更（別表新設）、政経、工、農、経営各学部学科目の変更）

16 昭和44年5月改正学則は、昭和44年4月1日から施行する。

（注 教職課程選択科目の増設）

17 昭和45年4月改正学則は、昭和45年4月1日から施行する。

（注 法学部履修条件の変更、政経学部履修単位の変更・学科目配当年次の変更・学科目の新設、農学部学科目の統合、経営学部学科目の新設・変更・廃止）

附 則

この改正は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、第22条の表に係る改正規定は、昭和46年度の1年次生から適用する。

（注 別表1 各学部一般教育科目の履修要件の変更及び人文科学・社会科学・自然科学を人文分野・社会分野・自然分野に改める。法学部（一部）の課程区分の解消、卒業総単位数の変更、学科目の新設・廃止・修正・配当年次・単位数・履修要件の変更、法学部（二部）の卒業総単位数の変更、商学部（一・二部）政経学部（一・二部）の卒業総単位数変更、学科目の新設・廃止、名称・配当年次・単位数の変更、学科目履修要件の変更、二部の別表新設。文学部（一・二部）・工学部・経営学部の学科目の新設・廃止、名称・配当年次・単位数の変更、学科目の履修要件変更、農学部の備考の第6項・第7項を削る。別表2の教職課程を教職に関する専門科目及び別表3の学芸員養成課程を学芸員資格取得のため必要な科目に名称変更、別表4に転部・転科・編入学・再入学試験料の明示及び項目の整理統合）

附 則

この改正は、昭和46年4月1日から施行する。

（注 学科目を授業科目に変更、教職課程を教職関係科目、学芸員養成課程を学芸員関係科目に変更とそれに伴う字句整理、所定試験料を別表4に定める当該試験料に変更）

附 則

この改正は、昭和46年12月2日から施行する。ただし、別表1の改正及び別表2の改正は、昭和47年4月1日から施行する。

（注 別表4の入学試験料の改定及び別表1の商学部授業科目の新設・変更、政経学部授業科目の配当年次変更、文学部授業科目の廃止、工学部授業科目の新設、農学部授業科目の配当年次変更・新設、別表2に教科に関する専門科目の新設）

附 則

この改正は、昭和47年3月6日から施行する。

（通達第130号）（注 教授会員委嘱範囲を専任講師までに変更）

附 則

1 この改正は、昭和48年2月26日から施行する。ただし、別表1の改正は、昭和48年4月1日から施行する。

2 この改正施行の際現に在学する者に係る学費の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この改正施行の日以後において、転部又は編入学（他大学からの編入学を除く。）をした者に係る学費の額は、改正後の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

（通達第152号）（注 別表1の法学部（二部）、文学部、農学部の授業科目単位数・履修年次の変更及び別表4の授業料等の学費改定による改正）

附 則

この改正は、昭和49年4月1日から施行する。

（通達第168号）（注 国民の祝日に関する法律の改正に伴う休日の規定の改正及び夏季休業日の改正並びに別表1の政治経済学部（一・二部）の授業科目履修年次及び文学部（一・二部）の授業科目の名称改正）

附 則

1 この改正は、昭和49年12月7日から施行する。ただし、別表1の改正は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この改正施行の際現に在学する者に係る学費の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この改正施行の日以後において、転部又は編入学（他大学からの編入学を除く。）をした者に係る学費の額は、改正後の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

（通達第198号）（注 別表1の政治経済学部・文学部・農学部の授業科目新設・廃止、履修年次、単位数等の改正及び別表4の授業料等の学費改定による改正）

附 則

この改正は、昭和50年4月1日から施行する。

（通達第204号）（注 社会教育主事関係科目の設置及び附属施設の規定改正並びに別表3の授業科目一部廃止、単位数の改正及び別表4を別表5にし、別表4に社会教育主事資格取得のために必要な専門科目を新設）

附 則

この改正は、昭和51年4月1日から施行する。

（通達第222号）（注 文学部及び経営学部の学生定員の改正）

附 則

この改正は、昭和51年4月1日から施行する。

（通達第286号）（注 編入学する者の入学資格及び他大学等で修得した単位の認定等の明示、英会話関係科目を別表1の随意選択外国語の中に、別表2-2を別表1の中に教職関係科目として、それぞれ表示、法学部・文学部・工学部及び経営学部の授業科目の新設及び

名称等の改正並びに各学部配置されている外国語科目の名称表示統一に伴う改正)

附 則

この改正は、昭和52年4月1日から施行する。

(通達第273号)(注 工学部に電気工学科、電子通信工学科、機械工学科及び精密工学科の設置並びにそれに伴う別表1及び別表5の改正、別表1の随意選択外国語の一部を、別表1の2「各学部(一部)共通随意選択外国語」として新設、別表4の社会教育主事資格取得のために必要な科目の改正)

附 則

この改正は、昭和52年11月29日から施行する。

(通達第294号)(注 別表5の入学試験料及び転部・転科・編入学・再入学試験料の改定に伴う改正)

附 則

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、この改正施行の際現に電気工学科(電気工学専攻・電子通信工学専攻)及び機械工学科(機械工学専攻・応用機械工学専攻)に在籍する学生については、当該学生が在籍する間、なお従前の例による。

(注 別表1商学部(一部)の授業科目の類及び卒業総単位数の変更、文学部(一・二部)の授業科目配列の変更、工学部の授業科目新設、農学部の授業科目新設及び専門教育科目の系列名の変更、経営学部の授業科目新設、別表1の2随意選択外国語の授業科目新設、別表2-2工学部の取得できる免許状の種類の変更による改正)

附 則

- 1 この改正は、昭和54年1月29日から施行する。
- 2 この改正施行の際現に在学する者に係る学費の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この改正施行の日以後において、転部又は編入学(他大学からの編入学を除く。)をした者に係る学費の額は、改正後の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(通達第313号)(注 別表5の授業料等の学費改定に伴う改正)

附 則

この改正は、昭和54年4月1日から施行する。

(注 別表1政治経済学部(一・二部)の授業科目変更による改正)

附 則

この改正は、昭和55年4月1日から施行する。

(注 別表1の文学部(一・二部)の授業科目の名称変更、廃止及び増設)

附 則

- 1 この改正は、昭和55年6月23日から施行する。
- 2 この改正施行の際現に在学する者に係る学費（入学試験料、転部・転科・編入学・再入学試験料を除く。）の額は、なお従前の例による。
（通達第336号）（注 別表5の入学試験料及び転部・転科・編入学・再入学試験料の改定に伴う改正）

附 則

この改正は、昭和56年4月1日から施行する。
（注 別表1の商学部（一部）の授業科目配当年次等の改正）

附 則

この改正は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、日本語は、昭和56年度入学の外国学生（外国人留学生）から適用する。
（注 別表1の全学部（一部）に「日本語」、別表1の2に「随意選択科目」をそれぞれ新設）

附 則

この改正は、昭和57年4月1日から施行する。
（注 別表1商学部（一・二部）の授業科目の配列・卒業要件の変更、工学部の授業科目・授業期間・授業時間・単位数・卒業要件の変更、農学部の授業科目・授業期間・授業時間・単位数の変更による改正）

附 則

この改正は、昭和58年1月1日から施行する。
（通達第399号）（注 別表5の入学試験料及び転部・転科・編入学・再入学試験料の改定に伴う改正）

附 則

この改正は、昭和58年4月1日から施行する。
（注 別表1農学部授業科目の系列別表示の追加に伴う改正）

附 則

- 1 この改正は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、昭和58年度入学志願者から適用する。
- 2 第34条の改正規定に定める学生定員は、昭和61年度以降の学生定員とし、昭和58年度から昭和60年度までの法学部一部、商学部一部、政治経済学部一部、文学部一部、工学部一部、農学部及び経営学部の年度別総学生定員は、次のとおりとする。

学部学科名	総 学 生 定 員		
	58年度	59年度	60年度

法学部一部	2,600	2,800	3,000
法律学科	2,600	2,800	3,000
商学部一部	3,300	3,400	3,500
商学科	2,150	2,300	2,450
産業経営学科	1,150	1,100	1,050
政治経済学部一部	3,000	3,200	3,400
政治学科	800	800	800
経済学科	2,200	2,400	2,600
文学部一部	1,990	2,060	2,130
文学科	1,310	1,340	1,370
史学地理学科	680	720	760
工学部一部	2,780	2,880	2,980
電気工学科	410	420	430
電子通信工学科	420	440	460
機械工学科	500	520	540
精密工学科	500	520	540
建築学科	540	560	580
工業化学科	410	420	430
農学部	1,070	1,180	1,290
農学科	360	400	440
農業経済学科	360	400	440
農芸化学科	350	380	410
経営学部	2,050	2,100	2,150
経営学科	2,050	2,100	2,150
計	16,790	17,620	18,450

(通達第402号)(注 昭和58年1月17日文部大臣認可 修業年限の明記、休日の表現の変更・臨時休業日の規定の追加、外国において学校教育を受けた者の入学資格を明記、第31条の削除及び各学部(一部)学生定員の変更等に伴う改正)

附 則

この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

(注 別表1法・商・政治経済・経営学部の教職関係科目中「外国史」を「東洋史」及び「西洋史」に分けて表示、別表1の2 一部全学部の共通随意選択外国語科目に「朝鮮語」を新設)

附 則

この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

(注 別表1農学部授業科目の系列区分の上に専修表示を新設)

附 則

この改正は、昭和59年1月1日から施行する。

(通達第422号)(注 別表5の入学試験料及び転部・転科・編入学・再入学試験料の改定に伴う改正)

附 則

この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

(通達第430号)(注 留学生の送出しに関する規定の新設及び本則中の字句の整理に伴う改正)

附 則

- この改正は、昭和60年4月1日から施行する。
- 第34条の改正規定に定める総学生定員は、昭和63年度以降のものとし、昭和60年度から昭和62年度までの法学部二部、商学部二部、政治経済学部二部、文学部二部及び工学部二部の年度別総学生定員は、次のとおりとする。

学部学科名	総 学 生 定 員		
	60年度	61年度	62年度
法学部二部	1,120	1,120	1,120
法律学科	1,120	1,120	1,120
商学部二部	2,250	2,100	1,950
商学科	1,250	1,300	1,350
産業経営学科	1,000	800	600
政治経済学部二部	1,760	1,760	1,760
政治学科	850	820	790
経済学科	910	940	970
文学部二部	1,020	1,080	1,140
文学科	660	680	700
史学地理学科	360	400	440
工学部二部	480	480	480
(電気工学科)	160	160	160
(機械工学科)	160	160	160
建築学科	160	160	160
計	6,630	6,540	6,450

(通達第457号)(注 昭和59年12月22日文部大臣認可 二部教育の質的向上を図るため、二部学生定員と二部学生実員との差を縮小し、二部商・政治経済・文学部の学生入学定員を変更したことによる改正)

附 則

- この改正は、昭和60年1月1日から施行する。ただし、第64条の改正規定は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この改正施行の際現に在学する者に係る学費の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この改正施行の日以後において、転部又は編入学（他大学からの編入学を除く。）をした者に係る学費の額は、改正後の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

（通達第464号）（注 本則の一部改正及び学費等の改定に伴う別表5の改正並びに同表中の聴講生を別表6に分離する改正）

附 則

この改正は、昭和60年4月1日から施行する。

（注 別表1政治経済学部（一・二部）、農学部及び経営学部の授業科目の変更による改正）

附 則

この改正は、昭和61年4月1日から施行する。

（通達第529号）（注 工学部電気工学科（電気工学専攻・電子通信工学専攻）、機械工学科（機械工学専攻・応用機械工学専攻）の旧学科の廃止及び工学部二部の廃止に伴う改正）

附 則

この改正は、昭和61年4月1日から施行する。

（注 別表1の文学部（一・二部）授業科目・単位数・卒業要件の変更及び農学部授業科目・単位数の変更に伴う改正）

附 則

この改正は、昭和62年4月1日から施行する。

（通達第531号）（注 附属研究機関及び附属施設として国際交流センター及び工作工場を設置することに伴う改正）

附 則

この改正は、昭和62年4月1日から施行する。

（通達第553号）（注 昭和61年12月23日文科大臣認可 期間を付した入学定員の増加（臨時学生定員増）を附則において定める。）

附 則

この改正は、昭和62年4月1日から施行する。

（注 別表1各学部の情報処理関係授業科目の充実、外国人留学生のための授業科目の充実、各学部卒業要件の変更及び農学部・経営学部授業科目の変更並びに別表1の2共通随意選択外国語授業科目の増設及び共通随意選択科目の削除に伴う改正）

附 則（昭和62年規則第1号）

この学則は、昭和62年7月27日から施行する。

（通達第577号）（注 別表5の入学試験料及び転部・転科・編入学・再入学試験料の改定に伴う改正）

附 則（昭和63年規則第4号）

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

（通達第587号）（注 附属研究機関として設置している計算センターを情報科学センターに組織変更することに伴う改正）

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

（注 別表1文学部（一・二部）外国語科目の配当年次変更、農学部授業科目の新設・廃止・単位数変更・名称変更、経営学部授業科目の新設・名称変更・卒業要件の整備、別表1の2共通随意選択外国語に「ギリシア語」「ラテン語」の新設、別表4社会教育主事資格取得のために必要な授業科目の全部改正及び資格要件を明示することに伴う改正）

附 則（昭和63年規則第5号）

1 この学則は、昭和64年4月1日から施行する。

（通達第610号）

2 この学則施行の際、現に工学部電気工学科、電子通信工学科、機械工学科、精密工学科、建築学科及び工業化学科に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

（注 理工学部の新設に伴う学部・学科、学士の称号の新設、学生定員の改正及び附則（通達第553号）中の臨時学生定員増の変更措置並びに別表1中に理工学部授業科目の新設）

附 則（昭和63年規則第6号）

この学則は、1989年（平成元年）4月1日から施行する。ただし、理工学部の学費等の額については、1989年度（平成元年度）の入学志願者から適用する。

（通達第616号）（注 理工学部設置に伴う別表5及び別表6中の工学部の名称の改正）

附 則（1989年規則第3号）

この学則は、1990年（平成2年）4月1日から施行する。ただし、別表5中施設設備費を教育充実費に名称を改める改正規定は、1990年度（平成2年度）入学者についても適用する。

（通達第634号）（注 別表5学費の項目中、施設設備費を教育充実費に名称変更することに伴う改正）

附 則（1989年規則第8号）

（施行期日）

1 この学則は、1990年（平成2年）4月1日から施行する。ただし、理工学部1989年度（平成元年度）入学者については、1989年（平成元年）4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この学則施行の際現に在学する者（理工学部を除く。）については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（通達第641号）（注 「教育職員免許法」等の改正施行に伴う別表1の各学部授業科目・卒業要件等の改正、別表2の教職に関する授業科目及び免許状の種類・教科名等の改正並びに別表4の授業科目の改正）

附 則（1990年規則第2号）

この学則は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。ただし、別表1中農学部授業科目及び別表2の2中農学部農業経済学科に係る改正規定を除く改正規定は、1990年度（平成2年度）入学者から適用する。

（通達666号）（注 「教育職員免許法」等の改正により高等学校教諭1種免許状のうち「社会」が「地理歴史」「公民」に改められたことに伴う別表1の授業科目及び別表2の改正並びに別表3の授業科目の整備・充実、資格要件の改正）

附 則

この学則は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。

（注 別表1中法学部（一・二部）、文学部（一・二部）の授業科目の新設、廃止、名称変更、配当年次変更に伴う改正）

附 則（1991年規則第1号）

この学則は、1992年（平成4年）4月1日から施行する。

（通達第681号）（注 1991年12月20日文部大臣認可 理工学部及び農学部における期間を付した入学定員の増加（臨定）の認可に伴う附則の改正）

附 則（1991年規則第2号）

（施行期日等）

1 この学則は、1992年（平成4年）4月1日から施行し、改正後の第45条及び第46条の規定は1991年（平成3年）7月1日から、改正後の別表5の規定は1992年（平成4年）1月1日から適用する。

（学士の学位に関する経過措置）

2 改正前の第46条の規定による学士の称号は、改正後の第45条第1項の規定による学士の学位とみなす。

（学費の改定に伴う経過措置）

3 この学則施行の日の前日において在学する者に係る学費の額については、なお従前の例による。

4 この学則施行の日以後に転部又は編入学（他大学等からの編入学を除く。）をした者に係る学費の額は、当該者が属する年次の在学者に係る学費の額とする。

（通達第683号）（注 学校教育法、大学設置基準等の法令の改正施行並びに特別試験料

の廃止及び学費等の改定に伴う本則及び別表の改正)

附 則

この学則は、1993年(平成5年)4月1日から施行する。

(注 理工学部 of 授業科目の名称、単位数及び配置の変更並びに卒業要件の変更並びに農学部 of 授業科目の新設及び廃止並びに名称及び配置の変更等のための別表1の改正)

附 則 (1993年度規則第3号)

(施行期日等)

- 1 この学則は、1994年(平成6年)4月1日から施行する。ただし、第19条第1項及び第20条の改正規定は、1995年(平成7年)4月1日から施行する。
- 2 この学則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の第35条(科目等履修生及び聴講生に係る部分に限る。)、第38条、第38条の3、第40条、第40条の2、第41条、別表6及び別表7の規定は、1994年(平成6年)3月1日から適用する。
(教職等課程履修料の改定に伴う経過措置)
- 3 この学則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日において在学する者に係る教職等課程履修料(次項において「履修料」という。)の額については、別表8の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日以後に転部又は編入学(他の大学等からの編入学を除く。)をした者に係る履修料の額は、当該者が属する年次の在学者に係る履修料の額とする。
(単位計算の基準及び他の学部 to 属する授業科目の選択履修の制限単位数の変更に伴う経過措置)
- 5 この学則(第1項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の第19条第1項及び第20条の規定は、この学則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る単位計算の基準及び他の学部 to 属する授業科目の選択履修の制限単位数については、なお従前の例による。
(外国学生の入学に関する規程の一部改正)
- 6 外国学生の入学に関する規程(昭和32年規程第3号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
外国人留学生の入学に関する規程
第6条中「外国学生」を「外国人留学生」に改める。

(通達第762号)(注 単位計算基準及び他学部履修制限単位数の変更、科目等履修生制度の新設並びに情報関係科目及び教職等課程関係科目の新設・廃止のための本則及び別表の改正)

附 則 (1994年度規則第5号)

(施行期日等)

- 1 この学則は、1995年(平成7年)4月1日から施行し、改正後の別表1、別表1の2及び別表3の規定は、1995年度(平成7年度)に第1年次に入学する者から、別表5から別表7までの規定は、同年度入学者から適用する。

(教育課程の変更に伴う経過措置)

- 2 この学則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に、改正後の別表1、別表1の2及び別表3の規定を適用されない者の属する年次に転部、編入学、再入学等をした者に係る教育課程は、当該年次の在学者に係る教育課程とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1及び別表1の2の規定による授業科目(以下「新課程の授業科目」という。)のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、前2項の者であっても、これを履修することができるものとする。
- 5 前項の規定により、新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該者に係る卒業に必要な単位数に含めることができるものとする。

(学費の改定に伴う経過措置)

- 6 施行日の前日において在学する者(次項に規定する者を除く。)に係る学費の額については、なお従前の例による。
- 7 施行日の前日において在学する者で次の各号に掲げる年度において当該各号に掲げる年次に転部又は編入学をしたものに係る学費の額は、当該者が属する年次の在学者に係る学費の額と同額とする。

(1) 1995年度(平成7年度) 第2・第3・第4年次

(2) 1996年度(平成8年度) 第3・第4年次

(3) 1997年度(平成9年度) 第4年次

- 8 前項の規定は、本大学を卒業後編入学(明治大学短期大学からの編入学を含む。)をした者及び本大学を退学後再入学をした者に係る学費について準用する。

(通達第799号)(注 教育課程の全面的変更及び学費等の改定に伴う別表の改正)

附 則 (1995年度規則第2号)

この学則は、1996年（平成8年）4月1日から施行する。
（通達第840号）（注 1995年12月22日文科大臣認可 期間を付した入学定員増
（臨定）の期間の延長の認可に伴う一部改正学則の附則の改正。ただし、1999年7月2
8日文科大臣認可の期間を付した入学定員の設定に係る学則改正により、1996年度か
ら1999年度までの臨定分を含む入学定員の表は削除）

附 則（1995年度規則第4号）

この学則は、1996年（平成8年）4月1日から施行する。
（通達第848号）（注 授業科目の新設及び廃止、卒業要件の変更並びに学費等の改定に
伴う別表の改正）

附 則（1996年度規則第2号）

（施行期日）

- 1 この学則は、1997年（平成9年）4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表1の規定（経営学部に係る部分に限る。）は、
この学則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に経営
学部の第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において経営学部
に在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。

（通達第900号）（注 政治経済学部の授業科目の新設及び名称変更、経営学部の授業科
目の単位数等及び卒業要件の変更、「博物館法施行規則」等の改正施行に伴う授業科目の新
設等並びに学費等の改定に伴う別表の改正）

附 則（1997年度規則第1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、1998年（平成10年）4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表1の規定（商学部（一部）、商学部（二部）、
農学部及び経営学部に係る部分に限る。以下この項において「改正後の別
表規定」という。）は、この学則の施行の日（以下この項において「施行日」
という。）以後に商学部（一部）、商学部（二部）、農学部及び経営学部の第
1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において商学部（一部）、商
学部（二部）、農学部及び経営学部 に在学する者に係る教育課程については、
なお従前の例による。ただし、改正後の別表規定のうち、「農学科 卒業関
係科目 文献調査・特別研究（卒論）」、「農業経済学科 卒業関係科目 文
献調査・ゼミナール（卒論）」、「農芸化学科 卒業関係科目 文献調査・特
別研究（卒論）」及び「各学科共通 保健・体育科目 スポーツ実習Ⅲ」に
係る部分は、施行日の前日において農学部 に在学する者についても適用す

る。

(通達第938号)(注 特選研究生制度の廃止、学校教育法施行規則の改正施行(在外教育施設の制度変更)、外国人留学生に係る規定の整理、各学部(工学部及び理工学部は除く。)の授業科目の新設、廃止、名称変更、単位数等の変更並びに学費等の改定に伴う本則及び別表の改正)

附 則 (1998年度規則第1号)

この学則は、1999年(平成11年)4月1日から施行する。

(通達第970号)(注 理工学部電気工学科及び精密工学科の名称変更に伴う本則、附則及び別表の改正)

附 則 (1998年度規則第3号)

(施行期日)

1 この学則は、1999年(平成11年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。

(通達第989号)(注 商学部、農学部及び経営学部の授業科目の新設、廃止、名称変更及び単位数等の変更並びに学費等の改定に伴う別表の改正)

附 則 (1998年度規則第8号)

この学則は、1999年(平成11年)4月1日から施行する。

(通達第998号)(注 工学部の廃止に伴う当該部分の改正)

附 則 (1999年度規則第1号)

(施行期日)

1 この学則は、2000年(平成12年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。

(通達第1017号)(注 農学部生命科学科の設置に伴う収容定員の改正、別表1中への農学部生命科学科授業科目の新設等)

附 則 (1999年度規則第2号)

この学則は、2000年(平成12年)4月1日から施行する。

(通達第1018号)(注 1999年7月28日文部大臣認可 大学の期間を付した入学

定員の設定に伴う一部改正学則の附則の改正)

附 則 (1999年度規則第9号)

この学則は、2000年(平成12年)4月1日から施行する。

(通達第1044号)(注 客員教員制度の導入に伴う当該部分の改正)

附 則 (1999年度規則第10号)

(施行期日)

1 この学則は、2000年(平成12年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の規定(第12章の2並びに別表4の2及び別表4の3の部分を除く。)は、この学則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(次項において「在學生」という。)に係る教育課程等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による文学部(一部)及び文学部(二部)の授業科目のうち、文学部教授会が認めたものについては、文学部(一部)及び文学部(二部)の在學生であっても、これを履修することができる。

(通達第1045号)(注 学校教育法の改正により新たに設置された中等教育学校を卒業した者への入学資格の付与、司書課程及び司書教諭課程の設置、教育職員免許法の改正、各学部のカリキュラム改定並びに学費等の改定に伴う本則及び別表の改正)

附 則 (2000年度規則第1号)

(施行期日)

1 この学則は、2001年(平成13年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の規定は、この学則の施行の日以後に第1年次に入学する者から適用し、この学則の施行の際、現に商学部に在籍する学生に係る教育課程、卒業要件、学費等の規定の適用については、収容定員に係る規定を除き、なお従前の例による。

(通達第1072号)(注 2000年7月28日文科大臣認可 商学部の1学科制への移行に伴う本則及び別表並びに一部改正学則の附則の改正)

附 則 (2000年度規則第6号)

(施行期日)

1 この学則は、2001年(平成13年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表1及び別表2(1の教科又は教職に関する

科目の表及び履修方法の部分を除く。)の規定は、この学則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表1の規定のうち、次に掲げる教育課程の改正については、文学部の在學生についても適用するものとする。

(1) 文学部(一部)文学科 選択科目 専攻選択科目中「異文化理解Ⅰ(英米)」、「異文化理解Ⅱ(英米)」、「異文化理解Ⅰ(独文)」、「異文化理解Ⅱ(独文)」、「異文化理解Ⅰ(仏文)」及び「異文化理解Ⅱ(仏文)」に係る改正

(2) 文学部(二部)文学科 選択科目 専攻選択科目中「異文化理解Ⅰ(英米)」、「異文化理解Ⅱ(英米)」、「異文化理解Ⅰ(仏文)」及び「異文化理解Ⅱ(仏文)」に係る改正

3 前項本文の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による政治経済学部(一部)及び政治経済学部(二部)の授業科目のうち、政治経済学部教授会が認めたものについては、政治経済学部(一部)及び政治経済学部(二部)の在學生であっても、これを履修することができる。

(通達第1110号)(注 単位認定要件の拡大、理工学部情報科学科における高等学校教諭第1種免許状「情報」の課程認定、教科又は教職に関する科目の履修制限の設定、政治経済学部及び文学部のカリキュラムの改定及び学費の改定等に伴う改正)

附 則 (2001年度規則第1号)

(施行期日)

1 この学則は、2002年(平成14年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(次項において「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による政治経済学部(一部)及び政治経済学部(二部)の授業科目のうち、政治経済学部教授会が認めたものについては、政治経済学部(一部)及び政治経済学部(二部)の在學生であっても、これを履修することができる。

(通達第1122号)(注 政治経済学部(一部)地域行政学科、文学部(一部)心理社会学科、経営学部会計学科及び公共経営学科の設置に伴う本則中の組織及び収容定員に係る規定及び当該3学部に係る別表1の改正並びに一部改正学則の附則(臨定の延長措置に係

る表)の改正)

附 則 (2001年度規則第3号)

この学則は、2002年(平成14年)4月1日から施行する。

(通達第1141号)(注 政治経済学部地域行政学科、文学部心理社会学科及び経営学部会計学科・公共経営学科における教職課程認定に伴う別表の改正)

附 則 (2001年度規則第4号)

(施行期日)

1 この学則は、2002年(平成14年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の第2条の2第2項、第20条第1項、第20条の2第2項、第20条の4第3項、第24条第9号及び別表1の規定(理工学部の「大学院理工学研究科設置科目」に係る部分は除く。)は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(次項において「在学生」という。)に係る修業年限及び教育課程については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による商学部の授業科目のうち、商学部教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができる。

(通達第1152号)(注 学士取得年限の短縮、高等学校2年修了者の受入れ、他学部履修の制限単位数の拡大、外国の大学等の行う通信教育の単位認定、商品陳列館の名称変更及び用語の整理に伴う本則改正並びに商学部、政治経済学部及び理工学部の授業科目の新設、名称変更、科目区分の変更等及び学費の改定に伴う別表の改正)

附 則 (2001年度規則第5号)

(施行期日)

1 この学則は、2004年(平成16年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の第44条第1項の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る学業成績の表示については、なお従前の例による。

(通達第1153号)(注 半期履修制の導入及び成績評価基準の変更に伴う本則の改正)

附 則 (2002年度規則第5号)

この学則は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

(通達第1205号)(注 理工学部機械情報工学科における高等学校教諭1種免許状「情報」の課程認定に伴う別表2の改正)

附 則 (2002年度規則第8号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1、別表2及び別表4の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、同施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の文学部(一部)卒業要件3(5)の規定(教育社会学の部分を除く。)は、文学部心理社会学科の在學生にも適用するものとし、同表の政治経済学部及び経営学部の授業科目のうち、当該学部教授会が認めたものについては、当該学部の在學生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第1214号)(注 商学部、政治経済学部、文学部、理工学部及び経営学部のカリキュラムの改定、教職課程及び社会教育主事課程の要件科目の追加並びに学費の改定に伴う別表の改正)

附 則 (2003年度規則第2号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2004年(平成16年)4月1日から施行する。
(既設学部の二部学生募集停止及びこれに伴う経過措置)
- 2 法学部(二部)、商学部(二部)、政治経済学部(二部)及び文学部(二部)は、2004年度(平成16年度)から学生募集を停止する。
- 3 この学則による改正後の第2条第2項、第34条、別表1及び別表1の2の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る学部学科の組織、教育課程、卒業要件等については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定(在學生に係る部分に限る。)は、施行日以後に、在學生の属する年次に転部、編入学及び再入学をした者について準用する。
(臨時的定員及び収容定員に関する経過措置に係る表の廃止)
- 5 明治大学学則の一部を改正する学則(1999年度規則第2号)の一部を次のように改正する。
附則第2項の各学部の入学定員表を削る。
- 6 明治大学学則の一部を改正する学則(2000年度規則第1号)の一部を次のように改正する。
附則第3項の商学部一部及び商学部二部の収容定員表を削る。

7 明治大学学則の一部を改正する学則（2001年度規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の政治経済学部一部、文学部一部及び経営学部の収容定員表を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とする。
(通達第1240号) (注 情報コミュニケーション学部情報コミュニケーション学科の設置、授業設計のフレックス化の実施に伴う二部学生の募集停止、臨時的定員の恒常的定員化、文学部、農学部及び経営学部における収容定員の変更並びに半期履修制の実施に伴う法学部、商学部、政治経済学部、文学部及び共通随意選択外国語(学部間共通外国語に名称変更)に係る授業科目、単位数等の変更に伴う本則、附則及び別表の改正)

附 則（2003年度規則第8号）

(施行期日)

1 この学則は、2004年度（平成16年）4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表2の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。

(通達第1259号) (注 情報コミュニケーション学部における中学校教諭1種免許状「社会、外国語（英語）」及び高等学校教諭1種免許状「公民、情報、外国語（英語）」の課程認定、「教育実習」の科目の分割その他必要な科目の設置及び名称変更等に伴う別表2の改正)

附 則（2003年度規則第10号）

(施行期日)

1 この学則は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

(教育課程の変更に伴う経過措置)

2 この学則による改正後の別表1、別表1の2及び別表3の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による政治経済学部及び経営学部の授業科目のうち、当該学部教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による文学部文学科・史学地理学科共通の選択科目のうち、大学院設置科目の授業科目については、2000年度（平成12年度）以降に入学した文学科及び史学地理学科の第3年次及び第4年次の在学生であっても、これを履修することができるものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表1経営学部の卒業要件第4項及び第5項第2号の規定については、2002年度（平成14年度）以降に経営学部に入学者から適用するものとする。

（二部学生への学費等の適用）

6 この学則の施行の際、現に法学部（二部）、商学部（二部）、政治経済学部（二部）及び文学部（二部）に在学する者及びこれらの学部に転部・転科、編入学又は再入学する者（以下「二部学生」という。）に係る2004年度（平成16年度）から2018年度（平成30年度）までの学費等については、次の表に定める金額を適用する。

	入学金	授業料	専攻指導料 (文学部(二部)のみ)	教育充実料	転部、転科、 編入学、 再入学検定料
2004年度	135,000	363,000	21,200	65,000	35,000
2005年度	135,000	363,000	21,200	65,000	35,000
2006年度	140,000	363,000	22,200	86,500	35,000
2007年度	140,000	363,000	22,200	91,500	35,000
2008年度	140,000	363,000	22,200	96,500	35,000
2009年度	140,000	363,000	22,200	104,000	35,000
2010年度	140,000	363,000	22,200	104,000	35,000
2011年度	140,000	363,000	22,200	104,000	35,000
2012年度	140,000	363,000	22,200	104,000	35,000
2013年度	140,000	363,000	22,200	104,000	35,000
2014年度	100,000	363,000 388,000	22,200	104,000	35,000
2015年度	100,000	363,000 388,000	22,200	104,000	35,000
2016年度		363,000 388,000	22,200	104,000	
2017年度		363,000 388,000	22,200	104,000	
2018年度		363,000 388,000	22,200	104,000	

備考 2014年度以降の授業料については、次のとおりとする。

(1) 上段 2013年度以前入学者に適用する。

(2) 下段 2014年度以降入学者に適用する。

7 この学則の施行後、二部の授業科目を科目等履修生として履修し、又は聴講生として聴講した者に係る科目等履修生履修料及び聴講生聴講料については、改正後の別表6及び別表7の規定を適用する。

8 この学則の施行後、二部学生に係る資格課程履修料については、別表8

の規定を適用する。

(通達第1288号)(注 休日及び休業日における授業実施に係る規定の設置、休学の期間、再入学の時期の変更、休学中の授業料減免に関する規定の削除、学費の納入に係る規定の整備、博物館の統合及び心理臨床センターの設置に伴う大学附属施設に係る規定の変更、カリキュラムの改定並びに学費の改定に伴う本則及び別表の改正)

附 則 (2004年度規則第2号)

(施行期日)

1 この学則は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において文学部当該専攻に在学する者に係る専攻名称については、なお従前の例による。

(通達第1306号)(注 文学部文学科独文学専攻及び仏文学専攻並びに文学部史学地理学科東洋史学専攻の専攻名称をそれぞれ「ドイツ文学専攻」、「フランス文学専攻」及び「アジア史専攻」に改めることに伴う別表の改正)

附 則 (2004年度規則第8号)

(施行期日)

1 この学則は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表1、別表1の2、別表2、別表3、別表4及び別表4の2の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による商学部、政治経済学部、文学部、理工学部、経営学部及び情報コミュニケーション学部の授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該学部教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

4 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることができる。

(通達第1351号)(注 カリキュラムの改定及び学費の改定に伴う別表・附則の改正)

附 則 (2004年度規則第13号)

この学則は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

(通達第1361号)(注 総長制の廃止、新たな連合教授会の設置等に伴う本則の改正)

附 則（２００５年度規則第１号）

この学則は、２００６年（平成１８年）４月１日から施行する。

（通達第１３７９号）（注 理工学部工業化学科の学科名称を「応用化学科」に変更することに伴う本則及び別表の改正）

附 則（２００５年度規則第１１号）

（施行期日）

１ この学則は、２００６年（平成１８年）４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この学則による改正後の別表１の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第１年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程等については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表１の規定のうち、情報コミュニケーション学部に係る言語クラスター科目の「言語圏コミュニケーション」関係科目に係る部分は、情報コミュニケーション学部の在学生についても適用するものとする。
- ３ 前項の規定にかかわらず、改正後の別表１の規定による法学部、商学部、政治経済学部、経営学部及び情報コミュニケーション学部の授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。
- ４ 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。
- ５ この学則による改正後の別表２の規定による教職に関する科目中、教育学Ａ、教育学Ｂ、教育法Ⅰ及び教育法Ⅱについては、２００４年度（平成１６年度）以降に第１年次に入学した者から適用する。

（通達第１４３１号）（注 カリキュラム及び学費の改定に伴う別表・附則の改正）

附 則（２００５年度規則第１４号）

この学則は、２００６年（平成１８年）４月１日から施行する。

（通達第１４４４号）（注 修業年限の特例に係る規定の変更、副学長の新設、教員の種類に関する委任規定の設置及び入学資格要件の変更に伴う本則の改正）

附 則（２００６年度規則第１号）

（施行期日）

１ この学則は、２００７年（平成１９年）４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この学則による改正後の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」と

いう。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る学部学科の組織、教育課程、卒業要件等については、なお従前の例による。

(通達第1474号)(注 理工学部電気電子生命学科の設置並びに電気電子工学科及び電子通信工学科の廃止に伴う本則及び別表の改正)

附 則 (2006年度規則第3号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2006年(平成18年)9月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の第44条第1項の規定は、2004年度(平成16年度)以降に第1年次に入学した者から適用し、2003年度(平成15年度)以前に入学した者に係る学業成績の表記については、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の際、現に改正前の第44条第1項の規定に基づき、2004年度(平成16年度)以降に第1年次に入学した者に係るものとして表記された成績については、次表の改正前の学業成績の項中の表記をそれぞれ改正後の学業成績の項中の表記に読み替えるものとする。

改正前の学業成績(点数)	A (100~90)	B (89~80)	C (79~70)	D (69~60)	F (59~0)
改正後の学業成績(点数)	S (100~90)	A (89~80)	B (79~70)	C (69~60)	F (59~0)

(通達第1480号)(注 学業成績表記の変更に伴う改正)

附 則 (2006年度規則第9号)

この学則は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

(通達第1494号)(注 学校教育法等の改正による助教授の名称変更に伴う本則の改正)

附 則 (2006年度規則第12号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1(農学部に係る部分を除く。)及び別表4の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程等については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表1の規定のうち、法学部に係る「国際教育プログラム科目群」については、2006年度(平成18年度)以降に法学部の第1年

次に入学した者から適用する。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による法学部、商学部、政治経済学部、文学部、経営学部及び情報コミュニケーション学部の授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目（文学部に係る「国際教育プログラム科目」を除く。）を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。
- 5 第2項本文の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による政治経済学部の卒業要件第3項及び第7項の規定については、在學生から、経営学部の卒業要件第11項の規定については、2004年度（平成16年度）以降に第1年次に入学した者から適用する。
- 6 改正後の別表5備考1（3）の規定は、2007年度の入学志願者から適用する。

（理工学部電気電子工学科及び電子通信工学科の在學生に係る学費等の適用）

- 7 この学則の施行の際、現に理工学部電気電子工学科及び電子通信工学科に在學する者及び転部・転科、編入学又は再入学する者に係る学費等については、理工学部電気電子生命学科の金額を適用する。

（通達第1522号）（注 メディア授業の実施、学校法人会計基準に準じた勘定科目名称の変更、情報科学センターの廃止、カリキュラム及び学費の改定等に伴う改正）

附 則（2006年度規則第17号）

（施行期日）

- 1 この学則は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表2の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在學する者に係る教育課程等については、なお従前の例による。

（通達第1529号）（注 理工学部電気電子生命学科における「数学」の高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状の課程認定等に伴う別表の改正）

附 則（2007年度規則第1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この学則による改正後の第2条第2項、第34条及び別表1の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在學生」という。）に係る学部学科の組織、教育課程、卒業要件等については、なお従前の例による。

3 前項の規定（在學生に係る部分に限る。）は、施行日以後に、在學生の属する年次に転科、編入学及び再入学をした者について準用する。

（通達第1551号）（注 農学部農業経済学科の学科名称を「食料環境政策学科」に変更することに伴う本則及び別表1の改正）

附 則（2007年度規則第6号）

この学則は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

（通達第1571号）（注 国際日本学部国際日本学科の設置に伴う本則及び別表1の改正）

附 則（2007年度規則第14号）

この学則は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

（通達第1644号）（注 カリキュラムの改定に伴う別表の改正）

附 則（2007年度規則第15号）

（施行期日）

1 この学則は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表2の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育課程並びに学部・学科等の教育職員免許状の種類及び教科については、なお従前の例による。

（通達第1650号）（注 農学部食料環境政策学科における「農業」の高等学校教諭一種免許状並びに国際日本学部における中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の課程認定に伴う別表の改正）

附 則（2007年度規則第17号）

（施行期日）

1 この学則は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表1、別表2、別表3及び別表4の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在學生」という。）に係る教育課程等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による商学部、政治経

济学部、農学部、経営学部及び情報コミュニケーション学部の授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

（農学部農業経済学科の在學生に係る学費等の適用）

- 5 この学則の施行の際、現に農学部農業経済学科に在學する者及び転部・転科、編入学又は再入学する者に係る学費等については、農学部食料環境政策学科の金額を適用する。

（通達第1654号）（注 カリキュラム及び学費の改定に伴う別表・附則の改正）

附 則（2008年度規則第2号）

この学則は、2008年（平成20年）10月1日から施行する。

（通達第1731号）（注 学科ごとの人材養成その他の教育研究上の目的を新たに規定することに伴う改正）

附 則（2008年度規則第5号）

（施行期日）

- 1 この学則は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在學する者（以下「在學生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による国際日本学部の授業科目のうち、国際日本学部教授会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

（通達第1743号）（注 国際日本学部に係るカリキュラムの改定に伴う別表1の改正）

附 則（2008年度規則第7号）

（施行期日）

- 1 この学則は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在學する者（以下「在學生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による経営学部の授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、経営学部教授会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

（通達第1764号）（注 経営学部に係るカリキュラムの改定に伴う別表1の改正）

附 則（2008年度規則第9号）

（施行期日）

1 この学則は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表1、別表2、別表4、別表4の2及び別表4の3の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在學する者（以下「在學生」という。）に係る教育課程等については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表1の規定のうち、理工学部応用化学科に係る部分については、2006年度（平成18年度）以降に理工学部の第1年次に入学した者から適用する。

3 前項本文の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による商学部、農学部及び情報コミュニケーション学部の授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

（通達第1775号）（注 カリキュラム及び学費の改定並びにメディア授業に対応する授業科目を明記することに伴う別表・附則の改正）

附 則（2008年度規則第12号）

この学則は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

（通達第1789号）（注 講義、演習、実験等の複数の授業方法を組み合わせた授業科目に係る単位数の計算基準を定めることに伴う本則の改正）

附 則（2009年度規則第2号）

（施行期日）

1 この学則は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日（以下「施

行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、経営学部教授会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(通達第1822号)(注 経営学部に係るカリキュラムの改定に伴う別表1の改正)

附 則 (2009年度規則第5号)

(施行期日)

1 この学則は、2010年(平成22年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 文学部の収容定員は、改正後の第34条の規定にかかわらず、2010年度(平成22年度)から2012年度(平成24年度)までの間、次のとおりとする。

学部学科名	収 容 定 員		
	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)
文学部	2,895	2,910	2,925
文学科	1,615	1,630	1,645
史学地理学科	980	980	980
心理社会学科	300	300	300

(通達第1827号)(注 文学部文学科における収容定員の増員に伴う本則の改正)

附 則 (2009年度規則第8号)

この学則は、2009年(平成21年)10月1日から施行する。

(通達第1831号)(注 国際交流センターの廃止及び国際連携機構の設置並びに研究・知財戦略機構の設置による大学附属研究機関等に係る規定の変更に伴う本則の改正)

附 則 (2009年度規則第13号)

(施行期日)

1 この学則は、2010年(平成22年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表2の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。

(通達第1872号)(注 教育職員免許法施行規則の改正によるカリキュラムの改定に伴う別表2の改正)

附 則 (2009年度規則第15号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2010年(平成22年)4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表1、別表1の2、別表2及び別表4の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1、別表1の2及び別表2の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(通達第1874号)(注 カリキュラム及び学費の改定に伴う別表・附則の改正)

附 則 (2010年度規則第1号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2011年(平成23年)4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表1及び別表9の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による文学部の授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、文学部教授会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(通達第1917号)(注 文学部に係るカリキュラムの改定に伴う別表1及び別表9の改正)

附 則 (2010年度規則第2号)

(施行期日)

- この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。
（経過措置）
- 政治経済学部及び文学部の収容定員は、改正後の第34条の規定にかかわらず、2011年度（平成23年度）から2013年度（平成25年度）までの間、次のとおりとする。

学部学科名	収容定員		
	2011年度 （平成23年度）	2012年度 （平成24年度）	2013年度 （平成25年度）
政治経済学部	4,240	4,200	4,160
政治学科	1,040	1,040	1,040
経済学科	2,600	2,560	2,520
地域行政学科	600	600	600
文学部	2,950	3,005	3,060
文学科	1,630	1,645	1,660
史学地理学科	995	1,010	1,025
心理社会学科	325	350	375

（通達第1923号）（注 政治経済学部経済学科に係る収容定員の減員並びに文学部史学地理学科及び心理社会学科に係る収容定員の増員に伴う本則の改正）

附 則（2010年度規則第7号）

（施行期日）

- この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。
（経過措置）
- この学則による改正後の別表1及び別表1の2の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1及び別表1の2の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。
- 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

（通達第1974号）（注 カリキュラムの改定に伴う別表の改正）

附 則（2010年度規則第8号）

この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

（通達第1980号）（注 休学在籍料の導入等による学費等の設定に伴う附則及び別表5の改正）

附 則（２０１０年度規則第１３号）

この学則は、２０１１年（平成２３年）３月３１日から施行する。
（通達第２００２号）（注 商学部産業経営学科の廃止に伴う本則の改正）

附 則（２０１０年度規則第１４号）

（施行期日）

- 1 この学則は、２０１１年（平成２３年）４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則の施行日（以下「施行日」という。）の前日において在学する者が、施行日前に休学した期間については、改正後の第２９条第５項に規定する通算の休学年限には算入しないものとする。

（通達第２００３号）（注 休学に係る取扱いの変更に伴う改正）

附 則（２０１１年度規則第７号）

この学則は、２０１２年（平成２４年）４月１日から施行する。
（通達第２０４８号）（注 留学によって修得した単位数を、本大学の単位数として認定する上限の変更に伴う改正）

附 則（２０１１年度規則第８号）

（施行期日）

- 1 この学則は、２０１２年（平成２４年）４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表１の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第１年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表１の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。
- 5 この学則による改正後の別表９の規定のうち、理工学部機械情報工学科に係る部分については、２０１０年度（平成２２年度）以降に、理工学部機械情報工学科の第１年次に入学した者から適用する。

（通達第２０４９号）（注 カリキュラム、学費及び理工学部機械情報工学科の人材養成その他の教育研究上の目的の改定に伴う別表・附則の改正）

附 則（２０１１年度規則第１２号）

(施行期日)

- 1 この学則は、2013年(平成25年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。

(通達第2055号)(注 理工学部数学科に係るカリキュラムの改定に伴う別表1の改正)

附 則 (2011年度規則第14号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2012年(平成24年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表3、別表4及び別表4の2の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。ただし、在学生が改正前の別表3の規定による「博物館学各論A」、「博物館学各論B」及び「視聴覚教育メディア論」を2013年度までに取得できなかった場合、2014年度以降は改正後の別表3のカリキュラムを適用する。

(通達第2070号)(注 博物館法施行規則及び図書館法施行規則の一部を改正する省令に対応するカリキュラムに変更することに伴う、別表3、別表4及び別表4の2の改正)

附 則 (2012年度規則第3号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2013年(平成25年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 法学部、商学部、政治経済学部、情報コミュニケーション学部、国際日本学部及び総合数理学部の収容定員は、改正後の第34条の規定にかかわらず、2013年度(平成25年度)から2015年度(平成27年度)までの間、次のとおりとする。

学部学科名	収 容 定 員		
	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)
法 学 部	3,500	3,400	3,300
法 律 学 科	3,500	3,400	3,300
商 学 部	4,060	4,040	4,020
商 学 科	4,060	4,040	4,020
政 治 経 済 学 部	4,130	4,060	4,030

政治学科	1,030	1,020	1,010
経済学科	2,510	2,460	2,450
地域行政学科	590	580	570
情報コミュニケーション学部	1,650	1,700	1,750
情報コミュニケーション学科	1,650	1,700	1,750
国際日本学部	1,250	1,300	1,350
国際日本学科	1,250	1,300	1,350
総合数理学部	260	520	780
現象数理学科	80	160	240
先端メディアサイエンス学科	100	200	300
ネットワークデザイン学科	80	160	240

3 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による情報コミュニケーション学部及び国際日本学部の授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

5 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

（通達第2104号）（注 総合数理学部の設置、収容定員の設定（総合数理学部）、減員（法学部・商学部・政治経済学部）及び増員（情報コミュニケーション学部・国際日本学部）並びに増員した学部に係るカリキュラムの改定に伴う本則及び別表の改正）

附 則（2012年度規則第6号）

（施行期日）

1 この学則は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表2から別表4までの規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。

（通達第2148号）（注 資格課程に係るカリキュラムの改定及び総合数理学部の中学校・高等学校教諭一種免許状の課程認定に伴う別表の改正）

附 則（2012年度規則第7号）

（施行期日）

1 この学則は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

(経過措置)

- この学則による改正後の別表1、別表1の2及び別表9の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程等については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1及び別表1の2の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。
- 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(通達第2149号)(注 特別聴講学生の新設並びにカリキュラム及び学費の改定等に伴う本則、附則及び別表の改正)

附 則 (2012年度規則第12号)

(施行期日)

- この学則は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 経営学部の収容定員は、改正後の第34条の規定にかかわらず、2015年度(平成27年度)から2017年度(平成29年度)までの間、次のとおりとする。

学部学科名	収 容 定 員		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
経営学部	2,600	2,600	2,600
経営学科	1,540	1,560	1,580
会計学科	660	640	620
公共経営学科	400	400	400

(通達第2178号)(注 経営学部経営学科及び会計学科の収容定員の変更に伴う本則の改正)

附 則 (2013年度規則第5号)

(施行期日)

- この学則は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- この学則による改正後の別表1、別表1の2及び別表2の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から

適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在學生」という。）に係る教育課程等については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1及び別表1の2の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

（通達第2229号）（注 カリキュラム及び学費の改定等に伴う附則及び別表の改正）

附 則（2013年度規則第9号）

（施行期日）

- 1 この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表1及び別表9の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在學生」という。）に係る教育課程等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

（通達第2243号）（注 理工学部に係るカリキュラムの改定に伴う別表1及び別表9の改正）

附 則（2013年度規則第10号）

この学則は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

（通達第2245号）（注 学期名称の変更等に伴う改正）

附 則（2014年度規則第12号）

（施行期日）

- 1 この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表1及び別表1の2の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在學生」という。）に係る教育課

程等については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1及び別表1の2の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

（通達第2301号）（注 カリキュラム、学費の改定等に伴う附則及び別表の改正）

附 則（2014年度規則第15号）

（施行期日）

- 1 この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表4の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。

（通達第2308号）（注 資格課程に係るカリキュラムの改定に伴う別表4の改正）

附 則（2014年度規則第17号）

この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

（通達第2315号）（注 学校教育法の改正により教授会の議決事項を変更することに伴う本則の改正）

附 則（2014年度規則第21号）

この学則は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

（通達第2319号）（注 理工学部電気電子生命学科、建築学科及び情報科学科の収容定員の変更に伴う本則の改正）

附 則（2015年度規則第8号）

この学則は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

（通達第2367号）（注 二部の廃止に伴う本則の改正）

附 則（2015年度規則第11号）

（施行期日）

- 1 この学則は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表1及び別表2の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

（通達第2376号）（注 カリキュラムの改定及び二部の廃止に伴う別表の改正）

附 則（2016年度規則第4号）

この学則は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

（通達第2434号）（注 学費等の改定に伴う別表の改正）

附 則（2016年度規則第5号）

この学則は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

（通達第2440号）（注 学校教育法施行規則の改正による各学部の方針に係る規定の設定及び入学資格に係る規定の追加並びに授業期間の変更に伴う本則の改正）

附 則（2016年度規則第9号）

この学則は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

（通達第2447号）（注 授業科目等の表から授業期間及び毎週授業期間を削除することに伴う別表の改正）

附 則（2016年度規則第11号）

（施行期日）

1 この学則は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表1、別表1の2及び別表4の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在學生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1及び別表1の2の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

（通達第2449号）（注 カリキュラムの改定及び各学部の授業科目以外の科目を履修する場合の資格課程科目等履修生履修料を規定することに伴う別表の改正）

附 則（2017年度規則第2号）

（施行期日）

- 1 この学則は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 各学部の収容定員は、改正後の第34条の規定にかかわらず、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの間、次のとおりとする。

学部学科名	収容定員		
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
法学部	3,320	3,440	3,560
法律学科	3,320	3,440	3,560
商学部	4,150	4,300	4,450
商学科	4,150	4,300	4,450
政治経済学部	4,150	4,300	4,450
政治学科	1,040	1,080	1,120
経済学科	2,525	2,610	2,695
地域行政学科	585	610	635
文学部	3,235	3,370	3,505
文学科	1,710	1,760	1,810
史学地理学科	1,070	1,100	1,130
心理社会学科	455	510	565
理工学部	3,840	3,980	4,120
電気電子生命学科	866	882	913
機械工学科	498	516	534
機械情報工学科	498	516	534
建築学科	613	646	669
応用化学科	457	474	491
情報科学科	452	474	491
数学科	228	236	244
物理学科	228	236	244
農学部	2,160	2,240	2,320
農学科	540	560	580
食料環境政策学科	540	560	580
農芸化学科	540	560	580
生命科学科	540	560	580
経営学部	2,695	2,790	2,885
経営学科	1,685	1,770	1,855
会計学科	610	620	630
情報コミュニケーション学部	1,870	1,940	2,010
情報コミュニケーション学科	1,870	1,940	2,010
国際日本学部	1,450	1,500	1,550
国際日本学科	1,450	1,500	1,550

総合数理学部	1,080	1,120	1,160
現象数理学科	330	340	350
先端メディアサイエンス学科	420	440	460
ネットワークデザイン学科	330	340	350

(理工学部収容定員に関する経過措置に係る表の廃止)

- 3 明治大学学則の一部を改正する学則(2014年度規則第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の理工学部の収容定員表を削る。

(通達第2479号)(注 収容定員の増員に伴う本則の改正)

附 則 (2017年度規則第3号)

この学則は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(通達第2480号)(注 学費の改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2017年度規則第6号)

この学則は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(通達第2492号)(注 理工学部電気電子工学科及び理工学部電子通信工学科の廃止に伴う改正)

附 則 (2017年度規則第10号)

この学則は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(通達第2510号)(注 留学可能な期間を延長することに伴う改正)

附 則 (2017年度規則第12号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1、別表1の2、別表4の2及び別表9の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1及び別表1の2の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(通達第2517号)(注 カリキュラムの改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2017年度規則第13号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表2の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

（通達第2518号）（注 教職課程に係るカリキュラムの改定に伴う別表の改正）

附 則（2018年度規則第1号）

この学則は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

（通達第2562号）（注 学費の改定等に伴う別表の改正）

附 則（2018年度規則第9号）

（施行期日）

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表1、別表1の2及び別表4の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができる。
- 4 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

（通達第2609号）（注 カリキュラム及び入学検定料の改定等に伴う別表の改正）

附 則（2019年度規則第1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表1の2の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の2の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該学部の教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるも

(施行期日)

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1、別表2及び別表4の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、当該学部の教授会が認めたもの並びに別表2及び別表4の規定による授業科目のうち、資格課程委員会が認めたもの(次項においてこれらを「新課程の授業科目」という。)については、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数又は教育職員免許状取得のために必要な単位数に含めることができる。

(通達第2770号)(注 カリキュラムの改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2021年度規則第1号)

この学則は、2022年4月1日から施行する。

(通達第2792号)(注 学費の改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2021年度規則第6号)

この学則は、2022年4月1日から施行する。

(通達第2814号)(注 メディア授業に係る規定の追加に伴う改正)

附 則 (2021年度規則第9号)

この学則は、2022年3月16日から施行し、改正後の別表1の規定は、2021年度入学者に適用する。

(通達第2824号)(注 情報コミュニケーション学部に係るカリキュラムの改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2021年度規則第10号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1、別表1の2、別表2、別表4、別表4の2及び別表4の3の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例に

よる。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、当該学部の教授会が認めたもの（次項においてこれらを「新課程の授業科目」という。）については、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(通達第2825号)(注 カリキュラムの改定及びメディア授業科目の開設等に伴う別表の改正)

附 則 (2022年度規則第1号)

この学則は、2023年4月1日から施行する。

(通達第2849号)(注 学費の改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2022年度規則第11号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表1、別表1の2の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在學生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1及び別表1の2の規定による授業科目のうち、当該学部の教授会が認めたもの（次項においてこれらを「新課程の授業科目」という。）については、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(通達第2916号)(注 カリキュラムの改定及びメディア授業科目の開設等に伴う別表の改正)

附 則 (2023年度規則第1号)

この学則は、2024年4月1日から施行する。

(通達第2931号)(注 学費の改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2023年度規則第7号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表 1 及び別表 4 の 2 の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第 1 年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 の規定による授業科目のうち、当該学部の教授会が認めたもの及び別表 4 の 2 の規定による授業科目のうち、資格課程委員会が認めたもの（次項においてこれらを「新課程の授業科目」という。）については、在学生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数又は司書資格取得のために必要な単位数に含めることができる。

（通達第 2 9 9 5 号）（注 カリキュラムの改定及びメディア授業科目の開設並びに司書課程に係るカリキュラムの改定に伴う別表の改正）